

政策科学と社会福祉学の方法論から 「社会学を基盤とした専門職」構想を考える

中根成寿

京都府立大学

naruhisa@kpu.ac.jp

Reconsidering of the Professional license based on Sociology

NAKANE Naruhisa

Kyoto prefectural university

Keywords: Policy Sciences, Social work, Social work Practice

1. はじめに

本稿は、2018年6月に開催された福祉社会学会自主企画シンポジウムの記録である。江原由美子(2016)によって、社会学を基盤とした専門職の構想がなされ、議論が重ねられてきた。その専門職構想についての筆者のこれまでの業務経験からの私見を展開するのが本稿の目的である。

筆者は、社会学で博士学位を取得し、その後、学部にて社会福祉士養成課程（国家試験受験資格取得）に関わってきた。その意味では竹端寛（2018:51）と同じように「社会学の人」と「社会福祉の人」の「汽水域」で泳がざるを得ない存在、と言える。さらに所属学部が2008年に改組改変され「公共政策学部」となったことで、「社会福祉学」に加えて「政策科学」という、「もうひとつの実践の学」を隣で眺めることになった。

社会福祉学は国家資格としての社会福祉士、政策科学は民間資格としての一般社団法人地域公共人材開発機構が認定する地域公共政策士が制度として先行する。

本稿では、社会福祉学・政策科学の学問構成と実践プロセスを紹介することで、社会学が今後、新たな「専門資格」を目指すことへの「分の悪さ」を指摘する。

2. 実践の学問の構成—社会福祉学・政策科学の構成

政策科学は、「in の知識 (knowledge in process)」と「of の知識 (knowledge of process)」という2つの領域から構成されている。前者の「in の知識」は「政策決定過程に対して提供される知識」である。つまり経済学や法学に代表される知識や制度に関する学問である。後者の「of の知識」は「政策決定過程に関する知識」である。これは政策を実施する方法論（図1）にあたる（秋吉貴雄・伊藤修一郎・北山俊哉，2015）。



図1 政策過程の展開プロセス

対して社会福祉学は主に「社会福祉を対象とする他の学問分野（社会学や心理学、医学や法学）」と「実践の方法論（ソーシャルワーク方法論）」に二分される。この点において「in の知識と of の知識」をわける政策科学と、社会福祉学は類似していると言えるだろう（図2）。



図2 政策科学・社会福祉学の構成

つまり政策科学にせよ、社会福祉学にせよ、「実践のための方法論が専門職のために必要である」ことを示している。

話を社会福祉学とその実践の国家資格である社会福祉士養成に絞ろう。社会福祉士の養成課程には社会学がすでにカリキュラムとして含まれている。しかし実際は社会学を「知識」として知っていても「社会学的認識」を十分に身につけない社会福祉士が存在するとしたら、それはひとえに社会学が「社会福祉学の実践における in の知識」の一つ、として位置づけられているからである。具体的には社会福祉士養成のカリキュラム全体 1200 時間（講義／演習／実習）にしめる社会学の時間数（30 時間）の少なさと、国家試験の「社会学」に対応する「社会理論と社会システム」の問題が「統計に関する基本的知識」と「社会学用語・人名を問う問題」でしかないことが、社会学を基盤とした社会福祉士となっていない、ことの要因である。

もちろん、カリキュラムの時間数と国家試験の問題のみで判断することが乱暴なのは承知だが、社会福祉士が社会学的認識をカリキュラムレベルでも保持しているとは言えない。

社会福祉学が多く of 学問（社会学・心理学・医学・法学）を知っている「実践の方法論」 of 学問である以上、例えば「心理学ベース of 社会福祉士」が生じる可能性はある。一方で、in の知識（学問）にアイデンティティを持たない「社会福祉学方法論プロパー」 of 「社会福祉士」も学会において要職年代（大学院入学後 30 年ぐらい） of 年齢に到達するようになった。

3. 「社会学」を基盤とした専門職が可能か？

では、社会学を基盤とした新たな専門職は存在可能だろうか？実践のための方法論が脆弱な社会学には、その道程は険しい、と言わざるを得ない。しかも、なぜこのタイミングで？というのが筆者の正直な感想である。2000 年頃、社会学には「構築主義ブーム」が訪れた。既存 of 社会的認識を「脱構築」することが社会学の仕事として認められたが、社会 of ニーズは「脱構築」 of 後の問題解決に関心が寄せられるようになる。

具体的には、社会病理学（社会問題 of 社会学）を名乗る人たちの一部が「臨床社会学」 of 道を模索したことがあった。それは「心理学化する社会」に対する社会学 of 立場からの「抵抗であった」と言える。

繰り返しになるが、実践 of 学には、実践 of 方法論を必要とする。例えば社会福祉学 of 実践は Assessment- Planning- Intervention- Monitoring- Evaluation のプロセスで展開する（図 3）。



図3 ソーシャルワークの展開プロセス

実践の学問である社会福祉学において、支援展開プロセスに関する蓄積は分厚い。副田あけみが「応用学の領分」(副田 2018:18)と呼ぶこの蓄積に対して、社会学がこれを「自前」で用意することはできない。「アセスメントとエバリュエーション」の段階で「社会学らしさ」を発揮することはあるだろうが、実際の介入では社会福祉学の援助技法なり、心理臨床の技法を採用せざるを得ない(中村正 2011:17)。

ともすれば、現状では社会学が独自に実践の技法を開発するよりも、「しっかり調べる＝アセスメントの前半の情報収集」と「問題を定義する＝アセスメントの後半部分」に注力するならば、社会学の貢献が十分に可能である。この段階で医療化・個人化が無批判に導入されると「個人モデル的＝社会の視点に乏しいプランニング」が作成され、「行動矯正・環境適応的」な介入が採用される。問題が改善しなければ、「個人の能力」の問題とされ、治療・矯正が継続する。

社会学は時として、個人モデル的な介入や専門職のパターナリズムに対して、批判的見解を述べてきた(三島亜紀子 2010)。上野加代子(1996)の児童虐待に関する一連の研究は十分にそれを果たしてきたし、当事者学と呼ばれる新しい立場の興隆は専門職のパターナリズムに対する一つの回答であろう。

4. 社会問題・福祉領域の政策動向と社会学を基盤とした専門職への希望

では、政策的には「専門職」には何が期待されているのか。「我が事・丸ごと地域共生社会」の構想が社会保障全般(慢性期医療・介護保険・住宅政策・保育政策)にまたがって構想されている。

社会福祉士を養成する大学等で構成されるソーシャルワーク教育学校連盟(以下ソ教連)はこの構想に対して、社会福祉士の専門性が有効であることをアピールすべく、これまで「社会福祉法人等が運営する施設の内部での活動にとどまっている」と見られがちな(見られている)社会福祉士を、地域における資源開発の担い手として再・定義して(何度も試みているが、まだ足りないという認識のもとに)、カリキュラム改正によって社会(厚生労働省?)への存在感を高めようとしている。

この点においては江原(2016:319-320)の「社会福祉士などのソーシャル・ワーカーは、

制度化されているサービスや援助につなぐことが主な仕事になっており、対応できるサービスや援助の方法が確立していない場合に問題を摘出し支援方法を探っていくこと自体を仕事とすることはあまり強調されていない。つまり相談者の状況を社会に向けて明らかにし相談者の生活問題解決に資する政策提言を行うという活動(一種のアドボカシー)が、仕事内容に含まれていないのだ」という指摘は、ソ教連関係者には「外部の識者に(も)そのように見られている」と受け止められるだろう。だからこそ、再度社会へのアピールとして、社会福祉士の「専門性」を高めなければならないのだ、というのは「職能団体」のロジックとしては自然なものである。

しかしこのアピールがどのように効果を生むだろうか。「我が事・丸ごと」の政策的意図から考えてみる。筆者の見るところ、「我が事」というのは「脱・専門職依存=非専門職・家族・ボランティアの無償労働力・介護力の動員」を意味し、「まる事」というのは「分野横断・専門職の専門性の共通化(基礎カリキュラムの共有と相互乗り入れ)」と推測される。増え続ける社会保障費、法律ごとにわけられた専門職と予算の壁を取り払い、サービスの重複をなくして専門性の集積体である病院や入所施設を利用する人を抑制する。つまりこの「地域共生社会」構想では「非独占業務・低コスト」(報酬が算定される領域の縮小)のサービスと人材が求められているのであって「専門性がある／ない」の論争は職能団体の間の(縮小する報酬算定領域の中の)領地争いにすぎない。

今後確実に増加する「看取り」(=高齢者の死亡場所をどこに確定するか)は病院ではなく、自宅や特別養護老人ホーム、グループホームなどに誘導される。その報酬については「誰が(どの専門職が)看取ったか」ではなく「どこで(病院か在宅か)看取ったか」で決定される。「看取り」では看護職のような独占業務がある専門職ですら、限られた予算を求めて在宅に活躍の場を求め、病院よりも低い報酬で看取りケアを行うことになる。

すなわち高度な専門性を基盤とした単価の高い独占業務の保持そのものが、財政上の都合により「排除」の要因となりうるのである。「専門職」としての「高待遇」を「資格」に期待することも、社会福祉士の現在の社会での扱いを見れば、望み薄と言わざるを得ない。「高待遇」は「資格」によって担保されるのではなく、また「専門性」によって担保されるのでもない。「高待遇」は財政側の都合と職能団体の政治力によって決定される。職能団体の政治力によって、自らの代表を国会議員として国政の場に送り出し、官僚と政策を調整できる政治力をもつことで「高待遇」への道筋が見えてくる。職能団体が、医師・看護師ほどの政治力を持たない社会福祉士・介護福祉士・保育士の「専門職」の「社会的評価」は現状の通りである。

ソーシャルワーカーはその創立期のフレックスナー報告以降、「専門性」を高めるために医師・看護師の養成課程を参考にしてきた(三島 2007)。しかし「専門性」は職能団体の「政治力」によって外部から付与される(独占業務の確立や報酬引き上げ) のであって、資格制度や養成課程・研修の充実にあるのではない。

「社会福祉士」が「我が事・丸ごと地域共生社会」の中で看護師と在宅看護・在宅福祉を巡って競争する現状において、社会学を基盤とした専門職が臨床心理士や社会福祉士と伍していくようなアクションを起こすのはいかにも「分の悪い賭け」と言わざるを得ない。

それよりは樫田が「成功」と評価する、社会調査士にはまだ可能性があると考え。社会調査の「方法」や「技術」は既に確立し、なおかつそれを正しく使いこなせる社会調査士はまだ活躍の場はありうる。

また、生活史調査のように人々の生活を対象に「解像度の高い」記述を行ったり、誠実に調べたりする「技術」、データの改ざんやねつ造をしない「倫理」の普及には、活躍の場が想定できる。

この原稿を執筆している 2018 年 8 月には、障害者雇用促進法に規定される障害者の法定雇用率を巡って、中央省庁や自治体、裁判所でいわゆる「水増し」問題が発覚した。

「働き方改革」の議論では事業所における労働時間調査のサンプル数や調査方法を巡って、国会での議論が紛糾した。官公庁が発表するデータは社会調査の基本的な資源であるが、いわゆる「生データ」が積極的に公開され、研究者による分析の資源として活用されるにはまだその経路は少ない。筆者もかつて生活保護関連の調査のために総務省に対して「全国消費実態調査」の統計データの開示請求を行った経験があるが、その作業の煩雑さを考えると「生データ」を得ることのハードルはなお高い。だからこそ、「生データ」を入手し、データをクリーニングし、サンプルの特性を考慮しつつ、「正しく調べる」技術は今後、社会学の範囲を超えて重要視される可能性は高い。

話を再び社会保障政策に戻す。「病院」や「施設」というニーズが明確な限定化された専門的行為の拠点への予算増加は見込めない。これからの対人援助のメインフィールドは、在宅・地域になる。そこでは人々のニーズが多様化し、援助資源も細切れに拡散する。そこでは時間と空間を限定した領域でのみ通用する専門性ではなく、コミュニティで生きる人、さらにはコミュニティとのつながりから放逐された人々の生活を「捉え」「繋げる」タイプの支援が必須となる(竹端 2018)。

これができれば、「資格」は何であろうが、社会は構わない。専門職が自らの行為を限定化(業務独占)することで社会的評価を高めてきたとしたら、コミュニティでは「無

限定」に「捉え」「繋げる」ことが求められる。

「捉え」・「繋げる」ことの始まりには「調べる」ことが必要であり、社会学専門職が成り立つとしたら、「捉え・繋げ・調べ」た対象を、社会福祉士なり看護師なり公認心理師なりの支援の方法論が確立した既存の専門職におまかせしたらよい、と筆者は考える。

参考文献リスト

- 秋吉貴雄・伊藤修一郎・北山俊哉，2015，『公共政策学の基礎 新版』有斐閣。
- 上野加代子，1996，『児童虐待の社会学』世界思想社。
- 江原由美子，2016，「社会学を基盤にした新しい専門職？」『理論と方法』31(2)：318-21。
- 副田あけみ，2018，「ソーシャルワーク実践研究の目的」『福祉社会学』15：15-30。
- 竹端寛，2018，「『ソーシャルワーカーの社会学』にむけて」『福祉社会学』15：49-68。
- 中村正，2011，「「加害者臨床」の観点から——暴力加害者への臨床論のために」『法と心理』11(1)：14-20。
- 三島亜紀子，2007，『社会福祉学の「科学」性——ソーシャルワーカーは専門職か？』勁草書房。
- ，2010，「社会福祉の教育と研究における社会学——ある社会学教員の経験から（〈特集〉周辺への/周辺からの社会学）」『社会学評論』61(3)：307-20。

【編集後記】

『現象と秩序』第9号をお届けします。巻頭の特集「社会福祉専門職と社会学」は、第4号と第8号に掲載してきた2つの特集の発展企画であり、3つの特集は全体として、社会学とは何か、現代社会とは何か、という、経験的知識社会学研究の成果であるともいえるでしょう。中根論文は、相対的に自立の程度を高めている社会福祉学と社会学との関係を再考する助けになる論文です。異論文は親支援職の課題とその課題への社会学の貢献可能性が見える論文になっています。ご堪能ください。菅野論文は、出生前検査を精密に論じており、舞弓・樫田論文は、看護学生とSP（模擬患者）との間のコミュニケーションをビデオ映像をもとに詳細に扱っています。いずれも『現象と秩序』誌らしい、経験的研究ということができるといえるでしょう。最後の高橋・樫田論文は、吃音の特殊さ（どもりに対する対策が、つぎのどもりの特徴を生み出してしまうような連続性がある、という特殊さ）に関する社会学的探求が、単なる、吃音という個別領域にあてはまるメカニズムの探求にとどまらずに、「障害一般」「人間コミュニケーション一般」に関する、総合的な社会学的考察の契機にもなり得るはずだ、という主張をしています。つまり、社会学は、主体の意味創造性をこれまで称揚してきましたが、造り上げようとする意味が、当事者（障害者）に見えているとは限らないということ、意味が造り上げられる過程には、他者の反応が組み込まれるため、期待どおりの意味が造り上げられるとは限らないこと、この2つの点において、楽観的過ぎたのではないのでしょうか。高橋・樫田論文では、吃音者のセルフヘルプ・グループの「コンシャスネス・レイジング活動（吃音者としての誇りをもって生きるための、意識覚醒をめざす集団活動）」には、思い通りの吃音者像を十分に社会化できない、という困難があり、その困難には、一般性がある、という主張をしています（と読めると思います）が、これは従来の社会学の楽観性に対する問題提起であるともいえるでしょう。本当にそういえるのかご批判を頂ければ幸いです。 (Y.K.)

『現象と秩序』編集委員会（2018年度）

編集委員：樫田美雄(神戸市看護大学)、中塚朋子(就実大学)、堀田裕子(愛知学泉大学)

編集幹事：平田菜津子、尾崎友祐、松田侑子(神戸市外国語大学)

編集協力・印刷協力：村中淑子(桃山学院大学)

『現象と秩序』第9号 2018年 10月31日発行

発行所 〒651-2103 神戸市西区学園西町 3-4

神戸市看護大学 樫田研究室内 現象と秩序企画編集室

電話・FAX) 078-794-8074 (樫田研), e-mail: kashida.yoshio@nifty.ne.jp

PRINT ISSN : 2188-9848

ONLINE ISSN : 2188-9856

<http://kashida-yoshio.com/gensho/gensho.html>